

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年4月10日 14時40分ごろ
発生場所	青森県東海村尻屋埼北北東方沖 尻屋埼灯台から真方位023° 5.8海里付近 （概位 北緯41° 31.2′ 東経141° 30.7′）
インシデントの概要	漁船天洋丸は、航行中、主機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年4月10日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 天洋丸、8.84トン AM2-7037（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、漁船法馬力数90、使用燃料A重油、昭和53年10月9日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、遊漁の目的で定係地を出航し、尻屋埼北方沖での数時間に渡る釣りを終え、定係地へ帰航を開始した。</p> <p>船長は、南西進中、主機が突然停止したので始動しようとしたところ、セルモータは動くものの主機が始動せず、始動ができない要因が分からないので主機の復旧を諦めて118番通報を行った。</p> <p>船長は、救援を待つ間、主機が始動しない要因の調査を続けた結果、燃料油タンク（タンク容量約1,000ℓ）が空になるなどして燃料油が主機に供給できなくなっていることが分かった。</p> <p>本船は、海上保安庁の要請により出動した尻屋救難所所属の漁船が来援してえい航が開始され、青森県東海村尻屋漁港に到着し、後日、燃料油の補給を受けて定係地に戻った。</p> <p>船長は、令和元年9月に本船を中古で購入し、出航前に燃料油タンク内に燃料油が約200ℓ残っていることを確認していたものの、本船が航行に要する燃料消費量（率）を十分に把握していなかった。</p> <p>船長は、本船の漁船登録を受け、年間を通じて週に2日ほど運航しており、漁労目的のほか本インシデント発生当時のように遊漁（レジャー</p>

	<p>ヤー)にも使用しているので、船舶安全法施行規則では本船が「小型兼用船」に分類されているものの、小型船舶安全規則等で定められた船舶検査を受けていなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、出航する前に燃料油タンク内の残油量を確認していたものの、主機の燃料消費率を十分に把握していなかったことから、燃料油が欠乏するなどして主機へ燃料油の供給ができなくなり、主機が突然停止し、運航不能となった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船の船舶検査を受けていなかったことから、本船を漁労目的以外で運航してはならなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、出航する前に燃料油タンク内の残油量を確認していたものの、主機の燃料消費率を十分に把握していなかったため、燃料油が欠乏するなどして主機へ燃料油の供給ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、自船の主機等の実燃料油消費率を正しく理解し、航海計画に基づく燃料油の総消費量（漂泊中などの消費量も含む）を推算して出航前に燃料油を十分に搭載しておくこと。 ・ 漁船を漁労目的以外で使用する船舶所有者は、必ず日本小型船舶検査機構（JCI）による船舶検査を受けること。